

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、雄勝郡羽後町西馬音内字中野177番地 羽後町土地改良区理事長柴田均から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（明治地区特定農業用管水路等特別対策事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年3月28日から同年4月22日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 3 縦覧場所
羽後町農林課